

令和2年2月19日（水）

於・特許庁庁舎7階 庁議室

## 産業構造審議会知的財産分科会

### 第11回意匠制度小委員会

#### 議事録

# 特 許 庁

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議事の運営について .....	1
3. 配布資料確認 .....	1
4. 特許庁挨拶 .....	2
5. 議 事 .....	3
①令和元年度意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂について .....	3
②日本意匠分類の改正について .....	14
6. その他 .....	19
7. 閉 会 .....	19

## 開 会

○川上制度審議室長 それでは定刻より早いですがけれども、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第 11 回意匠制度小委員会を開催させていただきたいと思えます。本日は御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます、制度審議室の川上でございます。よろしく願いいたします。

マイクは声に反応して作動するようになっておりますので、できるだけマイクに口元を近づけて御発言をいただければと思えます。

それでは議事の進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思えます。

○田村委員長 ありがとうございます。

本日は加藤委員、柴田委員、白髪委員、林千晶委員が御欠席でございます。

### 議事の運営について

○田村委員長 続きまして、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 まず、本日の委員会は全委員数 14 名のうち 10 名の委員の皆様の出席をいただいておりますので、産業構造審議会運営規程第 13 条 6 項の全委員数の過半数以上の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能でございます。

### 配布資料確認

○川上制度審議室長 次に、配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。経済産業省の方針といたしまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第配布資料一覧、委員名簿、このほか資料 1、資料 2、資料 3、そ

れに参考資料1-1から1-5、参考資料2-1、2-2、参考資料3ですが、これらの資料のデータにつきましてはタブレットで御覧ください。座席表及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配布をさせていただいております。タブレットの使用方法につきましては、お手元の使い方を御覧いただければと思いますけれども、何か操作でお困りになりましたら合図をいただければと思います。

それから、本会議は原則として公開とさせていただいております。また、配布資料、議事要旨、議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

#### 特許庁挨拶

○田村委員長 次に、本日の議題に入る前に、佐藤総務部長より御挨拶いただきたいと思っております。

佐藤総務部長、よろしくお願いいたします。

○佐藤総務部長 総務部長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。本日、長官が急遽、大臣対応のために出席できなくなりましたので、僭越ですけれども、私から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

この度は御多忙中にもかかわらず、第11回意匠制度小委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。意匠法の改正については一昨年、意匠制度小委員会において御審議いただきました画像・建築物等の保護対象の拡充、あるいは関連意匠制度の見直しなどを内容とする法律案が、令和元年5月10日に可決・成立いたしまして、5月17日に令和元年法律第3号ということで公布をされました。この場をお借りしまして、委員各位の御支援、御協力に対して、改めて厚く御礼を申し上げます。

この令和元年の法改正を受けまして、意匠法審査基準ワーキンググループにおきまして、意匠審査基準の改訂について御議論をいただきまして、本年1月22日に基準の改訂案について賛同を得られましたので、本日は意匠制度小委員会の皆様にも御報告をさせていただきたいと思っております。本日は開催させていただくことになりました。

また、一昨年の意匠制度小委員会、あるいは国会の審議においても、皆様から保護対象の拡充に伴うクリアランス負担について懸念する声がございました。このため、クリアランス負担の軽減策として意匠分類改正を検討してまいりましたので、本日はそれについて

も御報告させていただければと考えております。

本日は限られた時間ではありますけれども、委員の皆様からの忌憚のない御意見、御議論を頂戴できればと考えております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

## 議 事

### ①令和元年度意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂について

○田村委員長 それでは、「令和元年度意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂」につきまして、資料1及び資料2に基づいて、事務局から御説明をお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 皆様、おはようございます。意匠制度企画室長の久保田でございます。

最初の議題は、「令和元年度意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂」でございますが、審査基準について説明させていただく前に、まずはそもそもの意匠法改正について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

先ほど佐藤からもありましたように、改正意匠法は令和元年5月10日に、第198回通常国会において可決されて成立しまして、同17日に公布されております。前回の意匠制度小委員会までに皆様に御検討いただいた結果を取りまとめ、昨年2月に公表いたしました本委員会報告書の内容は、改正法に全て反映されております。今回の意匠法改正に関する詳細情報は、今回の委員会の参考資料1-1から1-5をお付けしておりますが、本日はお時間も限られておりますことから、資料1を用いまして概要のみ御説明いたします。

それでは資料1、意匠制度の見直し、を御覧ください。まずは、保護対象の拡充になります。現行意匠法では意匠法上の意匠は物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合、となっております。したがって、例1)のようなクラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像や、例2)のような道路等の物品以外の場所に投影される画像は物品の形状等とは認められないとして、現行意匠法では保護することができません。

また、物品とは有体物である動産、と解されておりますので、例3)のような不動産である建築物も、現行意匠法では保護することができません。そこで、画像そのものや建築物も意匠法によって保護することができるように、意匠の定義に「画像」及び「建築物」を追加する改正が行われました。

また、内装につきましては、壁、床、天井等に加えてテーブルや椅子などの複数の物品等から構成されていることが一般的ですが、現行意匠法は一物品ごとに出願しなければならないという原則があるため、このような内装の意匠は、現行法下では意匠登録を受けることができません。そこで、複数の物品等から構成される内装の意匠であっても、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として意匠登録を受けることができるように新たな規定が設けられております。

次に、関連意匠制度の拡充です。関連意匠制度とは、自己が出願した意匠に類似している意匠を一定期間内に出願すれば登録することができる制度です。現行法では関連意匠として登録されるためには、本意匠の意匠公報が発行される日前までに出願する必要があります。意匠出願から意匠公報が発行されるまでの平均期間は約8カ月ですから、関連意匠の出願可能期間は、実質約8カ月間程度しかありません。そこで、長期にわたって一貫したコンセプトに基づき開発された製品群のデザインをしっかりと保護できるように、関連意匠の出願可能期間を大幅に延長しまして、本意匠の出願から10年が経過する日前まで、に改正されました。

また、現行法では、関連意匠には類似しているものの本意匠には類似していないという、いわゆる関連意匠にのみ類似する意匠については登録を認めていません。改正法の施行後は、このような関連意匠にのみ類似する意匠についても登録が可能となります。

次に、意匠権の存続期間の変更です。現行法では、意匠権の存続期間は登録の日から20年で満了することになっております。改正後は、これが出願の日から25年で満了することとなります。

そのほか、幾つかの改正項目がございます。出願人の出願手続を簡素化するため、複数意匠を一括して出願できる制度が導入されます。併せて、出願の際に基準とする物品区分表が廃止されました。また、取り締まりを回避する目的で、侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も取り締まることができるように、間接侵害の規定も改正されました。さらに、意匠の登録要件の一つである創作非容易性の水準の明確化、組物の意匠の保護の拡充、手続救済規定の拡充についての改正も行われました。

改正法の施行期日につきましては、基本的には今年の4月1日となっております。ただし、(4)その他、のうちの出願手続の簡素化及び手続救済規定の拡充の改正項目につきましては公布の日、すなわち昨年5月17日から2年を超えない範囲において政令で定める日、となっており、具体的な日には現時点では決まっております。

簡単でございますが、私からの説明は以上となります。

○下村意匠審査基準室長 それでは引き続き、私から改訂基準の内容につきまして御説明をさせていただきます。

私、意匠審査基準室の下村でございます。

それでは、お手元の資料2を御覧いただけますでしょうか。こちらの資料を用いまして、昨年7月から本年1月にかけて、意匠審査基準ワーキンググループで検討いたしました令和元年度の意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂の方向性について、御報告させていただきます。

なお、意匠審査基準ワーキンググループにおけます検討の結果を取りまとめた報告書の全文につきましては、本日の参考資料2-1のとおりとなっております。また、当該報告書に添付をしております改訂意匠審査基準案の全文につきましては、本日の参考資料2-2のとおりとなっております。いずれも大変大部となっておりますので、こちらの要約資料に概要をまとめて記載いたしました。

それでは、1ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは令和元年の意匠法改正に則しまして、審査運用の検討や整備を行う必要がございました主要な項目の一覧となっております。また、各改訂項目におけます主な検討事項につきましては、こちらに記載させていただきました論点のとおりとなっております。

なお、意匠法の保護対象が拡充されたことに伴いまして、今後新たなユーザーの皆様が意匠制度を活用くださることが予想されます。そこで、こちらのページの一番下に記載いたしましたように、意匠審査基準の全体の構成や基準の記載内容の明確化、簡潔化につきましても検討を行いました。したがって、今般の改訂基準案につきましては全面的な改訂となっております。

2ページは、意匠審査基準ワーキンググループの検討経緯を記載しております。昨年中に4回御審議いただきました後、案をお取りまとめいただきました基準改訂の方向性につきまして、昨年12月からパブリックコメントを実施させていただきました。その後、先月22日にパブリックコメントでいただきました御意見に則した修正案につきまして再度御検討いただきまして、報告書をお取りまとめいただきました次第でございます。

こちらのワーキンググループにおきましては、本日御出席の黒田先生に座長として、また青木先生、林先生には委員として御出席をいただきましたほか、報告書中に記載をさせていただきました各委員の先生方に、多大なる御指導をいただきました。また、各分野の

御専門家の皆様、ユーザーの皆様にも種々の御指導をいただきましたことを、この場をお借りして心よりお礼申し上げます。

3 ページからは、法改正に則した主な審査基準の改訂事項の要点について御報告をさせていただきますと思います。まずは、新たに意匠法の保護対象となりました建築物の意匠についてございまして、1 点目は建築物の意匠に該当するための要件でございます。意匠登録の対象となるものが明確となりますように、意匠審査基準上に建築物の意匠に該当するための要件を明記いたしました。1 点目が土地の定着物であること、2 点目が人工構造物であることでございます。この人工構造物には、土木構造物が含まれる旨も明記いたしました。出願されたものがこの両方の要件を満たす場合、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断することとなります。

右側の2 点目は、意匠ごとの出願に関する要件でございます。意匠法では一意匠一出願の原則がございまして、意匠登録出願は意匠ごとにしなければなりません。そこで、建築物の意匠の場合に、どのようなものまでを一意匠として取り扱うことができるかについて検討を行いました。検討に当たりましては、多くの専門家の皆様に御意見を伺うとともに、アンケートも実施をさせていただきました。その結果、複数の棟を一体的にデザインしたり、建築物に付随する範囲の物品につきましても、一体的にデザインしたりすることがあるということございまして、審査上の取り扱いも、こうした実態に則した柔軟な案とさせていただきます。

まず、こちらの欄の(1)にございますように、複数の棟から構成されている場合でありましても、それらが一つの特定の用途及び機能を果たすために必須のものであると判断される場合には、一つの建築物であると判断いたします。

また、(2)に記載しましたとおり、こうした結びつきが強固でない場合でありましても、一体的に創作がなされている場合等におきましては、一つの建築物と判断することといたします。

続きまして左下の3. 新規性要件についてでございます。新規性の判断手法につきましては、原則、従来からの物品の場合と同様の手法で判断を行うこととなります。他方、建築物の性質に照らしまして、建築物の意匠の場合に留意すべき事項につきましては、別途明記することといたしました。

例えば、2 点目の用途及び機能の類否判断の手法についてでございます。建築物には「住宅」や「レストラン」、それから「オフィス」等、様々な用途のものがございしますが、人が



中に入って一定時間を過ごすためのものにつきましては、いずれも用途、機能に共通性がございませうことから、それらは相互に類似すると判断することといたしました。

続きまして右下の4. 創作非容易性要件についてでございます。こちらも原則、従来と同様の判断手法となりますが、建築物に特化した創作手法の例を明記し、また建築物の意匠の場合の判断事例を基準上に多数掲載させていただくことといたしました。

4 ページは、内装の意匠についてでございます。まず、1 点目の内装の意匠に該当するための要件についてですが、こちらの3 点を明記いたしました。1 点目は、店舗、事務所、その他の施設の内部であることとの要件でございます。こちらでいう施設には、人が内部に入り、一定時間を過ごすためのあらゆる施設が該当する旨、またこれには客船や各種の車両のような物品も含まれる旨を基準上に明記いたしました。

また2 点目の要件は、複数の意匠法上の物品、建築物、画像により構成されるものであることとの要件となっております。

3 点目は、内装意匠全体として統一的な美感を起こさせるものであることとの要件です。こちらは基準上に、この要件を満たすものの例と、満たさないものの例を記載しております。

左下の2 点目、一意匠一出願の要件についてです。こちらは検討の結果、原則、物理的に一続きの空間を一つの内装の意匠と判断いたしまして、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合には、一つの意匠に該当しないと判断することといたしました。ただし、空間を仕切る壁が、例えば透明である場合など、視覚的に一続きの空間と認識される場合には、一つの内装の意匠として取り扱うことといたしました。

右上の3 点目、新規性要件の判断についてでございます。こちらも原則、従来の判断手法と同様となりますけれども、内装意匠の場合の留意事項と、複数の類否判断事例を基準上に明記いたしました。

例えば、用途及び機能の類否判断についてですが、内装意匠の場合はいずれも建築物同様に、人が一定時間中に入って過ごす空間であるとの共通性を有しておりますので、内装の意匠同士は原則、用途及び機能に類似性があると判断することといたしました。

また、内装意匠の場合は什器などの配置も意匠を構成するための要件となっております。そこで、こうした什器の配置や、数についての類否判断上の取り扱いについても明記することといたしました。

4 点目、創作非容易性要件についてですが、こちら内装の意匠に特化した具体的な判

断事例を複数、基準上に記載することといたしました。

5 ページは、画像を含む意匠についてでございますが、まず左上の1点目、意匠を構成するための要件です。今般の意匠法改正で物品性を伴わない、画像そのものが意匠法の保護対象に加わりました。

他方、従来からの物品の意匠として出願されたものの一部に、画像を含む意匠につきましても引き続き登録の対象となります。そこで、画像を含む意匠の審査基準の章の冒頭におきまして、今後はこちらの(1)に記載しましたように、画像そのものの意匠として登録を受ける方法と、(2)にございますように、物品等の部分として登録を受ける方法との2つの方法がある旨を明記するとともに、それぞれの意匠の該当性要件を明記することといたしました。

加えましてコンテンツにつきましては、引き続き意匠法上の意匠を構成しないと判断することも記載しております。

2点目は、新規性等の判断における類否判断についてです。画像を含む意匠の類否判断における用途及び機能の類否判断手法につきましては、ユーザーの皆様によく御意見をお伺いしつつ、検討いたしました結果、こちらの上の枠囲いの中にごございますように、意匠全体同士を比較する場合におきましては、意匠全体の用途及び機能が著しく異なります、例えば画像そのものの意匠と、冷蔵庫の一部に画像を含む意匠とは非類似と判断いたします。

他方、意匠全体の用途及び機能に相違があるものの、その相違が僅かでございます、例えば画像意匠と、いわゆるタブレットの一部に画像を含む意匠とは、類似と判断することといたします。

また、下の枠囲いに進みますが、新たな保護対象でございます画像意匠同士の類否判断を行う場合には、物品性を伴いませんので、物品同士の類否判断を行う必要がなく、画像の用途及び機能のみを対比することとなります。

そこで、例えばこちらの左側の事例にございますように、一方が商品を選択するための画像、他方が会議室を選択するための画像のような場合、いずれも複数の選択肢から一つを選ぶという画像である点で用途と機能に共通性がございますので、この範囲で類似すると判断する旨を明記いたしました。

6 ページは、関連意匠についてでございます。こちらは先ほど久保田から御説明いたしましたように、今般の法改正で大きく2点に変更されております。1点目が、関連意匠に

のみ類似する関連意匠の登録可能化、2点目が、関連意匠の出願可能な期間の大幅な延長でございます。

まず、前者の関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能なものとする事等に伴い手当がなされました、以下の3点を基準上に明記しております。1点目が、先願の規定を適用しない範囲の拡大でございます。こちらの図の左側が現行法、右側が改正法の場合の模式図となりますが、改正法はこちらにございますように、先願の規定を適用しない範囲が広がります。

2点目が、先願意匠の一部と同一、または類似の後願意匠の排除を規定する意匠法第3条の2の規定の適用除外についてでございます。後願が関連意匠として登録される場合には、同一出願人の先願は、この3条の2の規定の適用の根拠としないこととなります。

3点目は、新規性や創作非容易性要件の判断の根拠資料から、自己の意匠の一部除外化でございます。こちらにつきましては自己の意匠の定義や、どのタイミングで出現した意匠が除外の対象となるかといった点につきまして判断基準を検討し、基準上に明記をいたしました。

また、右上の④に記載いたしましたように、例えば基礎意匠に係る関連意匠の意匠権が消滅してしまった場合等においては、当該関連意匠と同一、又は類似の自己の意匠は、その後出願されました当該基礎意匠に係る関連意匠の登録要件の判断におきまして除外されないこととなるため、注意が必要となります旨を基準上、記載することといたしました。

右下の2点目の関連意匠の出願可能な期間の延長についてでございます。改正前は本意匠の公報発行後に出願された関連意匠は登録を受けることができませんでしたが、先ほど御説明させていただきましたとおり、改正後はこちらの表の黄色で色づけをしました期間でございます、基礎意匠の出願から10年間は関連意匠の出願可能となります旨を、留意事項とともに基準上に明記をいたしました。関連意匠につきましては以上となります。

こちらのページまでが大きな改正項目についてございましたが、7ページに、その他の検討項目の概要をそれぞれ記載しております。まず、左上の1点目、創作非容易性要件についてでございます。法改正後は創作非容易性の判断の根拠となる資料は、こちらの水色の枠内にございますように、新規性要件の場合と同等のものとなりますことから、その旨を基準上に明記いたしました。

2点目は、意匠法第7条の規定についてでございます。改正前は意匠法施行規則に規定された物品の区分、又はそれと同等の区分を願書の意匠に係る物品の欄に記載して出願し

ていただくことが必須の要件となっております。改正後は意匠に係る物品の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合でありまして、願書のその他の記載や、願書に添付した図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途、及び機能を詳細に認定可能な場合につきましては、意匠を特定することができるものと判断する旨を明記いたしました。

右上の3点目、組物の意匠についてでございます。法改正に伴いまして、建築物や画像の各意匠に加えて、部分意匠につきましても、組物の意匠として出願ができるようになります。そこで、その旨を基準上に明記するとともに、それらの登録のための要件や、新たな判断事例を明記しております。

4点目、不登録事由についてでございます。こちらは意匠法の保護対象として建築物及び画像が加えられたことに伴いまして、意匠法第5条の規定におきましても、意匠登録を受けることができない建築物及び画像が明記されましたことから、基準上にそれらに該当するものの例を具体的に明記させていただきました。

最後に5点目、救済規定の拡充についてでございます。こちらは改正によりまして、新たに特許法第43条第6項で規定する（優先権書類に関する注意喚起のための通知）、及び第7項で規定する（通知を受けた者の書類等の提出）、並びに第43条の2で規定する（パリ条約の例による優先権主張）の規定を準用することとなったことに対応いたしまして、改正法の施行時期に合わせて、基準上の「パリ条約による優先権」の章へ、救済規定の内容を明記することといたしました。

以上が、意匠審査基準ワーキンググループにおけます検討結果の御報告となります。

○田村委員長 ありがとうございました。

それではこれより11時5分頃までをめぐりに、今の御説明に関して質疑応答を行いたいと思います。事務局からのただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

○増子委員 ナビタイムジャパンの増子でございます。

意匠の審査基準につきまして、分かりやすくまとめてくださいますとありがとうございます。画像意匠について、1点質問させていただきたいのですけれども、今回、画像デザインに関する意匠の保護が拡充されたということで、今まで以上に出願前の先行意匠調査だとか、より実務的には製品サービス開発前のクリアランス調査が重要になってくると思うのですが、今、御説明いただいた資料2の中でも、審査段階での類否判断についての

事例が幾つか提示されていると思うのですが、この類否判断の考え方が、意匠権侵害の類否判断でも妥当するのかどうかをお聞きしたい。

例えば、資料2の5ページの右下の「商品選択用画像」と「会議室選択用画像」や、「パスワード入力用画像」と「電話番号入力用画像」のどちらかが権利になった場合に、どちらかに権利が及ぶのかというところを確認したい。もちろん、意匠権侵害の類否判断については裁判所の専権事項ですので、はっきりとしたことは難しいのかもしれませんが、現時点で何かお考えがあればお聞きしたいと思っております。

○下村意匠審査基準室長 御質問ありがとうございます。先ほど御質問いただきました点につきましては、おっしゃいましたように、実際の判断は裁判所の方でなされることとなりますが、これまでの一般的な裁判例を拝見して参りました上での個人的な見解を申し上げますと、裁判所の判断は弊庁におけます類否判断と、結論においてそれほど大きく異なるところがなく判断がされていることが、多く見受けられますので、この点について、裁判所におきましても同様の判断が出されるとよいなと思っております。ただ実際、判断は裁判所が行いますので、弊庁からは確定的なことは申し上げられないことを御了承いただければと思います。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

青木委員、どうぞよろしくお願いたします。

○青木委員 1点コメントと1点確認ですが、1つは、審査基準になりますが、運用してみるといろいろ出てくるかもしれませんので、必要に応じて見直しをしていくこともあるのかなというのがコメントです。

また、今回新しい保護対象が追加されたわけで、しかも、これは4月1日から走り出すということですが、公知例などの収集は進んでいらっしゃるのかなというのは、念のため確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 1点目の今後の審査基準の見直し等につきまして、貴重なコメントありがとうございます。おっしゃいますように、今後運用してみまして、例えばいろいろな審決や判決が出てくるかと思いますが、それらの結果に則しまして、また、その他の必要に応じて意匠審査基準の内容につきましては、適時見直しを行って参りたいと思います。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 資料収集につきまして、機械化企画調整室の綿貫が説明いたします。

資料収集につきましては既に準備を進めておりまして、審査段階で過不足がないような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○田村委員長 浅見委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○浅見委員 短期間に詳細な審査基準を策定していただき、ありがとうございます。ユーザーへの周知について質問させていただきたいと思ひます。今般の意匠法の改正と審査基準の改訂につきまして、これまでにどのような形で、どの程度周知をされたかについて御説明をいただければと思ひます。

○久保田意匠制度企画室長 御質問いただき、ありがとうございます。まず、公布された改正法の内容については、意匠審査基準の検討中にも全国で説明会を開催しておりまして、具体的な数を計上する資料は手元にはないのですが、少なくとも経済産業省の地方局があるところでは、毎年開催している実務者向け説明会という定例的な説明会があり、そちらでは説明させていただいております。それから、別途個別に各都道府県等から要請を受けまして、説明をさせていただいているというところがございます。

審査基準については基準室のほうからお願ひいたします。

○下村意匠審査基準室長 審査基準の改訂内容につきましては、先月から全国における説明会を開催しております。それから昨日、こちらの説明会の内容を動画としてウェブ上にアップいたしましたので、全国の方々にアクセスしていただければ、説明会と同様の内容を御覧いただけるかと存じます。

○浅見委員 ありがとうございます。先月からということですが、出願が始まると、また関心を持つ方もいらっしゃると思ひますので、4月以降も必要に応じて、説明会を開催していただければと思ひます。

それから、特に建物や内装については、これまで意匠制度に関心のなかった方々が出願することも多くなると思ひますし、また、先ほどクリアランスの話もありましたが、今後は意匠権が存在することを知らず、侵害をしてしまうといったケースも増えてくるのではないかと思ひます。どのぐらいの出願がされるかにもよりますが、出願が多いということでしたら、例えば建築業界やインテリアの業界を対象にして、どういったものが権利となるのか説明をしていただくことも有意義ではないかと思ひます。今後御検討いただければと思ひます。

○田村委員長 鷲田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鷲田委員 今の需要者の認知率に関して、勝手に私のほうで研究の一部としてアンケート調査をしましたので、報告だけさせていただきます。

何も制約を設けず、国内のいわゆるビジネスパーソン 827 人に調査いたしました。その結果、「意匠法が改正されたという事実を知っているか」ということを 5 段階で聞いてみたところ、当然ながら「よく知っている」人は 1 人、0.1%、「やや知っている」まで入れて 22 人、2.7%で、合わせて 2.8%で、ほぼ誰も知らないということで、「全く知らない」人が 68.6%という状況です。

関わっている人間は結構盛り上がりやってきたわけですが、一般的なビジネスパーソンはほぼ誰も知らないという状況だと、これがスタートラインだということを考えておくといいのかなということで、一応御報告だけさせていただきます。ありがとうございます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御指摘ありがとうございます。こちらの周知に関しましては、改訂基準案がまとまりましたのが先月末となっております、それ以降、私どもも具体的な運用についての周知を開始しておりますところです。

今後も鋭意周知をして参りたいと思っております、一例を御紹介させていただきますと、建築や内装意匠につきましては、先ほど浅見先生からも御指摘いただきましたように、全く新しいユーザーの方々が新たに意匠制度を御利用いただくことが考えられますので、今、私どものほうで新しいユーザーの皆様方向けのガイドラインを作っております。それからまず意匠制度というのはどういうものかというところから簡単に御説明し、それから図面の記載の仕方、願書の記載方法等につきましても御案内することとしております。またそちらが完成次第、皆様に御説明にお伺いすることとしたいと思います。

○田村委員長 他にいかがでしょう。

林美和委員、どうぞよろしく願いいたします。

○林（美）委員 弁理士の林です。この度は時間をかけて、かつ大変丁寧に私どもの意見等を聞いていろいろと取りまとめていただきまして、本当にありがとうございました。大変お疲れさまでした。

今回、内装や建築といった新しい保護対象が追加されたということで、出願のニーズも実際幾つかございます。そこで、何度もお伝えしているところですが、実際願書を作ってみようとなると、少しまだ分からないところがいろいろありまして、図面等に関する手引

のほうの改訂も大変心待ちにしているところです。今、鋭意作成中とお伺いしておりますけれども、いつぐらいに出していただけるかという大体の目安はありますか。

○下村意匠審査基準室長 現在のところ、皆様方から出願の御準備との関係から、できるだけ早くという御意見をいただいておりますので、今月末を目安に鋭意作成中でございます。ですので、弊庁のホームページに今月末か、あるいは来月の初旬頃を目安に、ぜひ掲載させていただきたいと思っております。

○林（美）委員 よろしく願いいたします。

○田村委員長 他にいかがでしょう。

## ②日本意匠分類の改正について

○田村委員長 よろしいようですので、続きまして、②「日本意匠分類の改正について」、資料3を基に事務局から御説明をお願いできればと思います。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 それでは、「日本意匠分類の改正について」の報告をさせていただきます。資料3を御覧ください。

まず、スライドをめくっていただきまして2ページとなります。日本意匠分類の改正につきまして、今回の意匠法改正により、「画像」「建築物」及び「内装」が新たに意匠法の保護対象となります。

意匠審査におきましては、これらの意匠を効率的に調査ができるように日本意匠分類を作成しまして、4月1日より運用を開始したいと思っております。なお、改正内容のお知らせということで、先週12日に特許庁ホームページにて、改正のお知らせを公表させていただきました。

今回の改正日本意匠分類につきましては、意匠のユーザーの方々のクリアランス負担の軽減にも資するように、J-PlatPat や Graphic Image Park でも利用できるようにする予定となっております。

次のスライドは、日本意匠分類の主な改正点について御説明いたします。建築物・内装のデザインにつきましては分類記号、分類の表示を変更しました。まず分類記号は、内装用として新たにL37という分類を設けました。

次に分類の表示ですが、これまで「組立て家屋」としていた表現を、「建物」という表現に変更しております。



次に画像デザインにつきまして、新たにこちらにありますような分類とDタームを用意いたしました。まず、新たな画像に対しましては、左側にありますN 3 1 0からN 3 1 2の分類を設けるとともに、新設のDタームを設けました。

Dタームにつきましては、特に109肢を設けました。それらを用途・形態の観点で複数付与することで効率的な調査をすることができるようになります。なお、画像用Dターム109肢につきましては、参考資料3という形で付けさせていただいております。

以上簡単ですが、日本意匠分類の改正についての報告とさせていただきます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それではこれより、あと15分くらいをめどに、今の御説明に関して質疑応答を行いたいと思います。事務局からの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○浅見委員 まず質問させていただきます。Dタームにつきまして、かなり詳細なものを作っていただきましたが、これはバック分についても、今後付与されていくのでしょうか。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 バック分についても、Dタームの付与を考えています。そして、それらについてはJ-PlatPatやGraphic Image Parkでも使えるような形で対応したいと考えております。

○浅見委員 ありがとうございます。インテリアのほうはあまり出願がないという予測なのかもしれませんが、今のところ、これ以上の区分をされないということかと思えます。出願の状況を見て、必要に応じてDタームの展開なども検討していただきたいと思えます。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 ぜひ、そのようにさせていただきたいと思えます。

○浅見委員 ありがとうございます。

それ以外のことも含めてよろしいでしょうか。いくつかお願いがあるのですが、まず情報の公開についてお願いしたいことがございます。意匠の場合は特許や商標とは異なり、出願公開制度がありません。登録されるまで、どのようなタイプの出願がされているかわかりませんし、拒絶されますと、情報として公開されないこととなります。新しいタイプの意匠についてはユーザーの関心が高いと思えますので、内容の公開はできませんが、統計的な情報などをできるだけ早い段階で、例えば3か月に1回とか、タイプ別に公表をしていただけないかということが1点です。

また、新しいタイプの意匠について、登録の情報などについても積極的に公表することも御検討いただければと思います。新しいタイプの商標が始まったときに、音の商標、あ

るいは色の商標について、ホームページに代表的なものを公開していただいたかと思えます。それによってユーザーの関心も高まりますし、またどういったものであれば登録になるかを知ることができて非常によかったと思えますので、意匠においてもそういった取組みを御検討いただければと思います。

さらに言いますと、最近の「商標拳」の動画ですが、非常に関心が高まっていて、知財に関係のない方からも、関心を持っていただけたという感じがいたします。「意匠拳」がいかどうかは分かりませんが、何かインパクトのあるような動画なども作成していただいて、皆さんの関心を高めていただくとよいのではないかと思います。いずれ御検討いただければと思います。

それからもう1点、新しいタイプの意匠についてはきちんと協議をされて、全体でどういふものを登録していくかということの情報を共有していただいて、審査のばらつきが少なくなるようにしていただきたいと思えます。

先ほど青木先生からも御指摘がありましたように、ある程度情報が蓄積されましたら、それを外部にも、基準の見直しであるとか、あるいは事例の追加といった形で公開をしていただくような取組みもしていただければと思います。

これから出願が増えることは間違いありませんので、審査体制の強化、人の育成についても十分に検討していただいて、登録があまり遅れることがないようにしていただければということが希望でございます。

今回は意匠法の大改正と言っていいと思えます。これによって世の中の関心も高まり、デザイン保護の重要性も認識されるようになると思えますので、ぜひ、これを機会に、意匠制度を盛り上げていただければと期待しております。

以上です。

○油科意匠課長 ありがとうございます。意匠課長の油科でございます。

審査の質が非常に重要だと考えておまして、今、委員御指摘のとおり、協議など、そういういろいろな制度を活用して、きちんとした質の審査を行ってまいりたいと考えております。

また体制等につきましても、組織としてきちんとこの制度を運営できるように努力してまいります。

続きまして情報の公開につきましても、先ほど委員からも意匠制度は、ややPRが弱いという御指摘を賜りました。商標拳のようなものができるかどうか考えたいと思うのです

が、この点につきましてはきちんと検討してまいりまして制度の普及、それから情報をユーザーの方にお届けすることを検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○田村委員長 上條委員、どうぞお願いいたします。

○上條委員 アクシスの上條と申します。

今の質問に少し関連しているのですが、やはり新規性のある意匠、デザインとしてどういうふうなものが登録されたかというのは、ユーザーの観点からしても非常に関心が高いと思います。ですので、もし、そういうものが登録された際には、積極的に情報公開をしていただきたいと思うのですが、逆にしない場合の理由というのは何かあるのかということでしょうか。そうすることのメリットは、今言ったようにすぐ分かるのですが、デメリットがあるのかどうかを伺えればなと思います。

○下村意匠審査基準室長 御質問ありがとうございます。意匠審査基準室では基準の改訂等を行いました後、その改訂に関連する登録例につき、通常、事例集等を作りまして皆様に公表させていただいております。今回の法改正で新たに登録可能となりますものにつきましても、同じように登録例が蓄積してまいりましたら整理をしまして、皆様に公表させていただきたいと思います。

○竹本委員 この短期間にいろいろな具現化された具体例を盛り込んだ審査基準を作成いただいて、非常にありがたいと思っております。

振り返りますと、2017年から産業競争力とデザインという観点から検討が進められてまいりました。先ほど鷺田委員から、まだ認知度が低いと御指摘がございました。2018年5月に出された『デザイン経営』宣言に沿った活動が強く必要と再認識しているところであります。

そういった意味で、例えばデザインを使って企業メッセージを伝えブランド力を獲得したような事例や、お客様のニーズを引き起こして死の谷の底を持ち上げ社会実装すなわちイノベーションにつなげた事例が出てきたときには、これらをキャッチアップいただいて、皆様にメッセージをお伝えし、発信していくということをやっていかなければならないなと思っております。このような活動も、この法改正や改定審査基準があつて初めてできるようになったということでございます。

もう1点は、画像や建築物・内装デザインはどういう事例が出てくるか想像することが非常に難しいところもある点です。やはりお客様との接点であるとか、市場との接点であるとか、さらにはエコシステムになると社会との接点というのは技術だけではどうしても

カバーできなくて、さまざまなデザインの組み合わせで出てくると思うので、今後、今では想定できない事例も多々あると思います。

想定できない事例はヒントにもなりますので、事例が出てきたときには事例集の中にどんどん追加して、またそれも発信していただきたいと思います。このようなことが繰り返し行われますと、日本のデザイン思考も向上するかと思います。もともと日本という国は独特の文化を有し、デザインはそれほど弱くないわけですが、デザインの使い方がしばらくうまくなかったという時代でございましたので、新たな時代に向けて情報発信が重要になってくると思います。今のスタートラインに漕ぎつくに当たりましては、非常に御苦労されたと思いますが、この短期間でおまとめていただいて、非常に感謝しております。

今後『デザイン経営』を活性化していくためには、これからの活動がより一層重要だろうなと思っておりますので、今後もできる限り、何かございましたら協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃいますように、こちらは登録事例集だけではなく、よりよく制度を活用していただいた結果、成果が出た事例集につきましても御指摘を踏まえまして、今後皆様に公表していくことを検討させていただきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○田村委員長 他にいかがでしょう。

○林（美）委員 今回こちらの意匠分類の改正と、大変詳しいG 1に関するDタームの付与、大変ありがとうございました。以前から、画像についてはもう少し細かくDタームを付してほしいということをお願いしておりましたので、大変喜んでおります。ありがとうございます。

こちらの日本の分類とは別に、先日までパブコメをされていた省令のほうで物品表があって、そちらの中では画像の部分が結構シンプルといいですか、画像については下段のところは情報表示用、入力用、選択用、設定用のシンプルに4つしかないのですが、こちらのほうも今後、例えばユーザーの意見等を踏まえて充実、詳細化していく御予定等はありませんでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 先週までパブリックコメントに付させていただきました省令の中に、案として記載しておりました別表第1の表の中にございますものは一つのサンプルということで、御出願していただく内容はこれに閉じたものではないと考えられます。先生がおっしゃられるように、これだけが推奨される例ではないところでございます。です

ので、今後、また出願の手引等も公表して参りますので、そこにもう少し詳細な事例等につきましても御紹介させていただきたいと考えております。

また、意匠法第7条が、先ほど久保田からも説明させていただきましたように、改正法の公布から2年を超えない範囲内で段階的な施行となります。ですので、この区分表は1年間の運用となると考えられます。その後は意匠審査基準ワーキンググループで御検討いただきましたように、特許庁長官名の告示等のような形で、推奨される意匠に係る物品の欄の記載例を、今後は新たに弊庁から公表してまいります予定です。そこにおきまして先生からいただきました御意見を踏まえて、また事例を検討させていただき、拡充もしてまいりますと思います。

○林（美）委員 これから私どももこれを使わせていただきますが、ユーザーからはいろいろまた御意見や御要望が出てくると思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上です。

○田村委員長 他にいかがでしょう。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

## そ の 他

○田村委員長 最後に今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 本日は御議論いただきましてありがとうございました。

次回の開催日時は未定でございますので、今後また委員長と御相談しながら、日程内容について決めていきたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第11回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日は、極めて効率的に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会